

令和5年度

第7回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和5年10月20日（金）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 土肥 彰浩 事務局次長 藤本 弘子
主事 西角 洋人 主事 川邊 錬
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
14)中山 喜作 15)岸本 光
(1)村上 洋一 (2)田中 重信 (3)吉田 義信
5. 欠席委員 11)山本 昭雄
6. 議事録署名委員 9)太田 隆之 10)森本 善明
7. 現地確認 12)岩崎 一彦
(1)村上 洋一 (2)田中 重信 (3)吉田 義信
8. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第33号議案	農地法第3条の規定による許可について	7件
第34号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第35号議案	非農地証明願いの承認について	4件
第36号議案	農地法施行規則第29条（200㎡未満）の規定による確認について	1件
第37号議案	農用地利用集積計画の決定について	11件
 - 5) 報 告

報告第14号	農地の貸借の合意解約通知について	1件
--------	------------------	----
 - 6) そ の 他
 - 7) 閉 会

局 長	ただいまから、令和5年度第7回加東市農業委員会総会10月定例会を開催いたします。 本日の出席委員は15名の内、14名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。 本日出席の農地利用最適化推進委員は、村上委員、田中委員、吉田委員でございます。 それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事務局	議題の前に、1件ご報告させていただきます。 農業委員会の議事録を、毎月会議後に作成して、後日、議事録署名委員に署名をいただき、加東市のホームページに閲覧できるよう載せております。 農業委員会の議事録は、インターネットを利用して公表するよう法律で定められているため、そのようにしていました。その際、申請者の氏名や住所の部分については、個人情報の関係がありますので黒塗りをしてインターネットに載せていたのですが、9月の初めごろに議事録を見られた方から、特定のソフトウェアを使用すると黒塗りを外して下に書いてある個人情報が見えるという連絡がありました。 こちらは、そのようなことができるというのは全くわからない状態で、市のデジタル推進課やホームページを担当している秘書広報課に調べていただきましたところ、特定の有料ソフトを使用すると黒塗りが外してしまうということが判明しました。 このようなことがありますと、国の個人情報保護委員会という機関に個人情報の漏洩という形で報告した後、漏洩したご本人に対して通知を行うことが法律で決まっております。 10月16日(月)付けで市から市長名で、対象となった方に対してお詫びの文書を送らせていただいております。その後、実際に被害が発生しているといった報告は聞いておりません。 今の時点では、黒塗りをやめ、記号に置き換える方式に変更した状態で、ホームページに再度載せております 今回の件については大変反省し、二度とこのようなことがないよう職員にも通達し、研修の取組も行っていきます。 改めて、ご迷惑をお掛けしましたことをお詫びいたします。 大変申し訳ありませんでした。 以上、ご報告でした。

議 長	それではただいまから、令和5年度第7回総会10月定例会を開催いたします。 本日の現地調査をしていただきました、岩崎委員さん、村上推進委員さん、田中推進委員さん、吉田推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願いいたします。 本日の議事録署名委員に9番の太田委員さんと、10番の森本委員さんを指名しますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案の審議に入ります。 第33号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第33号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1の譲受人は、申請地の隣の宅地と倉庫を購入しましたが、譲渡人から、申請地は宅地を通らないと入れないため、申請地も併せて譲渡したいと申し入れがあったので、購入することになり申請されました。譲受人は農地を所有していませんが、隣の倉庫には業務で毎日来るので自家用野菜などの菜園として利用したいということです。 番号2の譲渡人は、相続した宅地と住宅を処分するにあたり、隣接する農地も共に処分するために相手方をさがしていましたが、今回、譲受人と話がまとまったので申請されました。 なお、申請地には、譲渡人の父が建てた約30㎡の農業倉庫がありますが、農地の一部に200㎡未満の農業用施設がある場合は、1筆全体について3条許可の対象とできます。 番号3の申請地は、譲受人の自宅の隣にあり、譲渡人から売却の申し出を受けて購入することになり、申請されました。譲受人は必要な農業機械を所有しており、農地を適正に管理されています。 番号4の譲受人は、定年になって余裕ができたので、畑を購入して野菜を作りたいと考え、土地所有者に譲渡を申し入れたところ、話がまとまったので申請されました。申請地は譲受人の自宅の裏にあり耕作に便利で、自家用野菜を栽培するということです。 番号5の申請地は、現在、ひょうご農林機構を通じて譲受人が耕作している農地ですが、このたび、譲渡人から売却の申し入れがあり、購入することになったので申請されました。 なお、ひょうご農林機構に確認したところ、耕作者がそのまま農地を取得する場合は中間管理権の解約は不要ということです。譲受人は必要な農業機械を所有しており、農地を適正に管理されています。

	番号6の譲渡人は、農地を相続しましたが遠方で耕作できないため、譲渡先を探していたところ、譲受人と話がまとまり申請されました。譲受人は***で自動車輸出業を営んでいる方で、国籍は***ですが、日本の永住権を取得しておられます。***で約8反の農地を耕作しており、令和3年には***で約2反の農地を取得しています。 なお、申請地の***の隣の宅地（***）と住宅も既に購入しておられます。譲受人は必要な農業機械を所有しており、農地を適正に管理されています。 番号7の申請地は、現在、ひょうご農林機構を通じて曾我宮農組合が耕作している農地ですが、譲渡人から売却の申し入れがあり、協議された結果、親族である譲受人が購入することになり申請されました。 なお、この場合は耕作者と農地取得者が異なるため、申請にあたって中間管理権を解約されています。 以上7件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たしているものと考えます。 以上、第33号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第33号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第33号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第34号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 34 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。

	第 34 号議案、番号 1 は、***の北西約 450mにあり、現場は、休耕田でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて内容の説明をお願いします。
事務局	譲受人のご夫婦は、現在、妻の両親と同居していますが、子供が大きくなって手狭になってきたので、妻の実家の隣にある妻の父の農地を借りて分家住宅を建てたいという申請です。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。 この申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たしているものと考えます。 以上、第 34 号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 34 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて県知事に送付します。 続きまして、第35号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第35号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	非農地の現地調査の結果を報告します。 第 35 号議案 番号 1 は、***の南東約 30mにあり、現場は、山林でありました。 続きまして、番号 2 は、***の北西約 150mにあり、現場は、道路でありました。 続きまして、番号 3 は、***の北東約 200mにあり、現場は、雑

	種地及び畑でありました。 続きまして、番号４は、***の北西約100mにあり、現場は、宅地でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号１の申請地は、昭和63年に相続した頃から管理できず山林化し、令和元年の農地パトロールで、農地への復元は困難として非農地判定した土地です。このたび登記と現況を合わせるため、申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号２の申請地は、昭和35年頃から道路として利用されており、隣接する会社に譲渡するにあたって地目が農地と判ったので、地目と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号３の申請地は、昭和58年の雨水幹線の工事により耕作しにくくなって、駐車場や庭として利用するようになったそうで、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。 番号３の申請地は、昭和51年に農業倉庫が建てられており、滝野地域小中一貫校用地の買収にあたって地目が農地であるとわかったので、登記と現況を合わせるため非農地申請をされました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。 以上４件の申請地については、農地法第２条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たしていると考えます。 以上、第35号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第35号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第35号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、第36号議案「農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規

	定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。 。
事務局	～第36号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	農地法第29条の現地調査の結果を報告します。 第36号議案 番号1は、***の北東約150mにあり、現場は、雑種地及び農地でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	申請地は、先ほど第33号議案の2番で許可いただいた農地で、土地の一部に昭和40年頃に建てた農業倉庫があります。200㎡未満の農業用施設の転用許可は不要ですが、農業委員会へ届出する必要があります。このたび相続人が土地建物を処分するにあたり、未届であることが判ったので、始末書を付けて届出をされました。 なお、このように農地の一部に200㎡未満の農業用施設があり、分筆がされていない場合は、1筆全体を農地として3条許可の対象とできます。申請地は農業振興地域内の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 この届出については、「加東市農業委員会 農地法施行規則第29条第1項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が200㎡未満の農業用施設ですので、受理の要件を満たしていると考えます。 以上、第36号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第36号議案「農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による確認については、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第36号議案については、原案のとおり、承認

	することに決定しました。 続きまして、第37号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第37号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	P 7 の明細をご覧ください。 1番から4番までは、賃貸借権の更新です。次の5番は、使用貸借権の新規設定です。6番からP8の11番までが、使用貸借権の更新です。 全体がP6の集計表です。賃貸借権の設定が4件、12筆、17,138㎡、使用貸借権の設定が7件、15筆、19,657㎡。合計11件、27筆、36,795㎡に利用権が設定され、10月31日に公告される予定です。 以上で、第37号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第37号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第37号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第 14 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 14 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1 は、双方合意により無条件で中間管理権の使用貸借を解約し、解約後は、先ほど第 33 号議案の 7 番で 3 条許可をいただいたとおり、所有権を移転されます。 以上で、報告第 14 号の説明といたします。

議 長	内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。 以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。 次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。
事務局	農地パトロールについて、ご案内いたします。 10月23日(月)から始まります令和5年度第2回農地パトロールの案内文と、事前に調べていただいた遊休農地の一覧表と地図を作成しましたので、お配りしております。 この資料をもとに回る予定としていますが、もし改善されている遊休農地がありましたら、当日は省きますのでご連絡をお願いいたします。 雨天決行で、午前中には終了する予定です。よろしくお願いいたします。 次に、毎月のことですが、活動記録カードのご提出をよろしくお願いいたします。 事務局からは、以上です。
議 長	説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。
各委員	～質問なし～
議 長	本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和5年度第7回総会10月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 太田 隆之

議事録署名委員 森本 善明
